

# 競技会における2種目同時届について

「2種目同時届」は同時に2種目の競技に出場するときに招集所に提出するものです。後から招集が行われる競技の招集を「2種目同時届」で先に済ませてしまう意味合いがあります。

トラック競技とフィールド競技あるいは2種目のフィールド競技で、招集から競技にかけて時間が重なっている場合が多いかと思えます。そのような場合、次の手順で行って下さい。

①先に招集を受ける競技の招集開始時刻前までに「2種目同時届」を招集所に提出します。

この届を提出することによって、2種目目の招集に行かなくてよくなります。

②先に招集を受ける競技の招集には必ず行きましょう。

③もう一方の競技の組・試技が来るまで、競技をしてください。競技の進行具合を見ながら直接、スタート地点・競技場所に移動して下さい。トラック競技であれば、自分が走る2～3組ぐらい前に到着すれば良いと思います。

(トラック競技が先に開始される場合)

トラック競技終了後ただちにフィールド競技の競技場所に移動し、移動してきたことを競技役員に申し出る。

(フィールド競技の途中でトラック競技や他のフィールド競技に出場するとき)

フィールド競技開始前に、フィールド競技の競技役員に2種目同時届を提出していることを確認する。そして、他の競技へ移動することをフィールド競技の競技役員に申し出て、次の競技場所へ移動する。また、他の競技から戻ってきたことも競技役員に伝えましょう。

※重なりそうかどうか微妙な場合には、提出しておきましょう。

※2種目同時届を提出していても、先の競技が終わり、もう一方の競技の招集に間に合う場合には、招集に行きましょう。招集に来なかったとき、失格になることがあります。

☆お願い

招集所では、「競技注意事項に定められた競技者招集の規定に基づき、出場者の出欠および競技にさしつかえない準備の状況を点検し、速やかに競技場所に誘導し定刻に競技できるように配慮する(競技規則第136条)」(審判ハンドブック p.207)と書かれています。

もし、この招集をきちんと行うことができなければ、競技会がスムーズに行われなくなり、競技者がベストの状態できなくなるのです。

2種目同時届の提出は、招集所をはじめ競技運営をスムーズにすることで、競技者がベストな状態で競技できるようにするための方法です。ぜひ、2種目同時届の利用方法を理解し、すべての競技者が気持ち良く競技できるように協力をお願いします。

(補足)

競技規則第142条3

競技者が、同時にトラック競技とフィールド競技あるいは2種目以上のフィールド競技に参加する場合には、審判長は1ラウンドに一度、走高跳および棒高跳で各試技に一度、競技会に先立って決めた順序によらないで、その試技を許すことができる。もし、競技者がその後の特定の試技に不在の時、その試技時間が過ぎれば、パス扱いとなる。

[注意] 審判長は、フィールド競技の最終ラウンドで異なる順序で試技を行うことを認めてはならないが、それ以前のラウンドでは認めることができる。混成競技ではどのラウンドでも異なる順序で試技を行うことを認めることができる。

[国内] 走高跳および棒高跳においては、事前に申告し無効試技扱いとすることができる。